

有機フッ素化合物対策の実施を求める意見書

近年、沖縄県の調査では、主に嘉手納飛行場に隣接する河川や普天間飛行場周辺の湧水等から、高濃度の有機フッ素化合物（PFOS、PFOA及びPFHxS。以下、「PFOS等」という。）が検出されており、PFOS等による水質汚染については、これまでの調査結果から、近接する米軍基地が汚染源である可能性が高いものと推測されている。

PFOS等の毒性及び人体への影響を踏まえ、米国では米国環境保護庁により飲料水の生涯健康勧告値が設定されているが、県内の河川等では同勧告値の最高で30倍に当たる2100ナノグラムパーリットルのPFOSが検出されるなど、県民に大きな衝撃と不安を与えている。なお、PFOSは国際的にも原則として製造、使用等が禁止され、PFOAも規制に向けた議論がされている。また、ドイツ、イギリスなどにおいても指針値等が設定されている中、日本では水道水質基準等は設定されていない。さらに、PFOS等は難分解性であるため、その汚染は長期間に及ぶことが懸念されている。

県内においてPFOS等が検出された河川・湧水等は、水道水源や地域の憩いの場等として利用され、これらを利用する人々はもとより県民全体の不安は極めて大きいことから、問題の解決のために、汚染原因の究明やPFOS等に係る基準値等の設定など、速やかな対策の実施が重要であり、県民の懸念の払拭に向けて、早急に取り組むべきである。

よって、本県議会は、県民の生命及び生活環境を守る立場から、PFOS等対策の実施に関し、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 PFOS等に関する健康影響を明らかにし、早急に公共用水域・土壤などの環境基準値及び水道水質基準値等を設定すること。
 - 2 PFOS等に係る汚染原因の究明のための調査を国において実施し、調査結果に基づく適切な対策を行うこと。
 - 3 「在日米軍施設・区域環境調査委託業務」の調査項目にPFOS等を追加した上で、米軍基地への立入調査を行い、その結果を米軍基地における過去のPFOS等の使用状況も含めて公表し、汚染が確認された場合は適切な措置を講じること。
 - 4 沖縄県や関係市町村が実施する調査など、PFOS等対策に係る費用を負担すること。また、過去のPFOS等対策に要した費用を補償すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月11日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣	}	宛て
外 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
環 境 大 臣		
防 衛 大 臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		